五　想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六　共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

（材料及び構造）

第三十条　重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2　重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

（臨界事故の拡大を防止するための設備）

第三十一条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一　未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二　臨界事故の影響を緩和するために必要な設備

（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

第三十二条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一　核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備

二　核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備

（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

第三十三条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。

（重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

第三十四条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。

（電源設備）

第三十五条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系からの電気の供給が停止し、第二十三条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。

（監視測定設備）

第三十六条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

2　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

（緊急時対策所）

第三十七条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。

一　重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二　プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2　緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。

（通信連絡を行うために必要な設備）

第三十八条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○原子力規制委員会規則第二十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二条の三第四項の規定に基づき、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

（試験の方法等）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二条の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験（以下「試験」という。）は、筆記試験とする。

2　試験は、核燃料取扱主任者の職務を行なうに必要な専門的知識及び経験を有するかどうかを判定することを目的とする。

3　試験は、次の各号に掲げる事項について行なう。

一　核燃料物質の化学的性質及び物理的性質

二　核燃料物質の取扱いに関する技術

三　放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術

四　核燃料物質に関する法令

4　次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、同表の下欄に掲げる事項について試験を免除する。

免除を受けることができる者	事項
一　第一種放射線取扱主任者試験合格者	前項第三号に掲げるもの
二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院の専門職学位課程その他の課程であって、原子力規制委員会が第二項の専門的知識及び経験を修得させるために適当と認めるもの（以下「認定課程」という。）を修了した者（前項第一号から第三号までに掲げる事項に関する科目の単位を修得した者に限る。ただし、その者が、当該認定課程を修了した日から起算して五年を経過したときは、この限りでない。）	前項第一号から第三号までに掲げるもの

（試験及び合格者の公告）

第二条　試験の日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項及び試験の合格者の氏名は、官報で公告するものとする。